

食費・居住費の利用者負担額（日額）

負担限度額（令和8年8月以降）

利用者負担段階	対象者		負担限度額（日額）		
			食費	居住費（滞在費）	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者等 ・世帯全員が市民税非課税（別世帯にいる配偶者を含む）で、老齢福祉年金受給者 ・境界層該当者 	預貯金等の資産が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下	施設・ショートステイ 300円	多床室	特養等 (老健・医療院等) (室料を徴収する場合) 0円
					(老健・医療院等) (室料を徴収しない場合) 0円
				従来型個室	(特養等) 380円
					(老健・医療院等) 550円
				ユニット型個室的多床室	550円
				ユニット型個室	880円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市民税非課税（別世帯にいる配偶者を含む）で、本人の前年の「公的年金等収入額（非課税年金を含む）」と「その他の合計所得金額」（※1）の合計金額が82.65万円以下の人 ・境界層該当者 	預貯金等の資産が単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下	施設 390円	多床室	特養等 (老健・医療院等) (室料を徴収する場合) 430円
					(老健・医療院等) (室料を徴収しない場合) 430円
				従来型個室	(特養等) 480円
			(老健・医療院等) 550円		
			ユニット型個室的多床室	550円	
			ユニット型個室	880円	
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市民税非課税（別世帯にいる配偶者を含む）で、本人の前年の「公的年金等収入額（非課税年金を含む）」と「その他の合計所得金額」（※1）の合計金額が82.65万円超120万円以下の人 ・境界層該当者 	預貯金等の資産が単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下	施設 680円	多床室	特養等 (老健・医療院等) (室料を徴収する場合) 430円
					(老健・医療院等) (室料を徴収しない場合) 430円
				従来型個室	(特養等) 880円
			(老健・医療院等) 1,370円		
			ユニット型個室的多床室	1,370円	
			ユニット型個室	1,370円	
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が市民税非課税（別世帯にいる配偶者を含む）で、本人の前年の「公的年金等収入額（非課税年金を含む）」と「その他の合計所得金額」（※1）の合計金額が120万円超の人 ・境界層該当者 	預貯金等の資産が単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下	施設 1,420円	多床室	特養等 (老健・医療院等) (室料を徴収する場合) 530円
					(老健・医療院等) (室料を徴収しない場合) 430円
				従来型個室	(特養等) 980円
			(老健・医療院等) 1,470円		
			ユニット型個室的多床室	1,470円	
			ユニット型個室	1,470円	
第4段階	上記以外の人		1,545円	多床室	(特養等) 915円
					(老健・医療院等) (室料を徴収する場合) 697円
				従来型個室	(老健・医療院等) (室料を徴収する場合) 437円
					(特養等) 1,231円
					(老健・医療院等) 1,728円
				ユニット型個室的多床室	1,728円
ユニット型個室	2,066円				

※1 「その他の合計所得金額」とは、「合計所得金額」（※）から公的年金等の雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額をいいます。なお、「その他の合計所得金額」がマイナスの場合は、0円として計算します。

※ 「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引い

た金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などを行う前の金額) から、公的年金等控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、「合計所得金額」がマイナスの場合は、0円として計算します。